

磐梯町地域魅力向上・発信支援事業業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、磐梯町魅力地域魅力向上・発信支援事業業務の受託者を選定するために行う公募型プロポーザルの実施に関し、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要・要求水準

「磐梯町地域魅力向上・発信支援事業業務委託仕様書（以下「委託仕様書」という）」に定めるとおりとする。

3 上限提案価格

10,000,000 円也（消費税及び地方消費税相当額を含む）

4 審査方法及び契約予定者の選定方法

(1) 審査方法

磐梯町地域魅力向上・発信支援事業業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という）の各委員が評価基準に基づいた評価を行い、各委員の平均点を得点とする。

(2) 選定方法

契約予定者は、(1)の審査による得点が最も高いプロポーザル参加者とする。

5 プロポーザル等の日程

- | | |
|----------------|---------------|
| (1) 実施要領の公表 | 令和8年7月 7日 (火) |
| (2) 参加表明書の提出期限 | 令和8年7月14日 (火) |
| (3) 質問書の提出期限 | 令和8年7月14日 (火) |
| (4) 参加資格確認結果通知 | 令和8年7月15日 (水) |
| (5) 質問書に対する回答 | 令和8年7月16日 (木) |
| (6) 提案書等の提出期限 | 令和8年7月17日 (金) |
| (7) 審査会 | 令和8年7月29日 (水) |
| (8) 審査結果公表 | 令和8年7月30日 (木) |
| (9) 委託業務契約締結 | 令和8年7月31日 (金) |

6 主催及び事務局

(1) 主 催 磐梯町

(2) 事務局 福島県磐梯町産業振興課商工観光係

〒969-3392

福島県耶麻郡磐梯町大字磐梯字中ノ橋1855

TEL 0242 - 74 - 1214 FAX 0242 - 73 - 2115

E-mail bandai-syoutokoukankou@town.bandai.fukushima.jp

7 参加資格要件

本件に参加することができる者に必要な資格（以下「参加資格」という）は、次に掲げるとおりとし、公告日から委託業務契約締結までの間、当該参加資格を有していなければならない。

(1) 共通要件

- ア 令和8年4月1日現在で、本町が規定する入札参加資格を有する者であること。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立中または破産手続中でない者であること。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- オ 国、福島県又は磐梯町の指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- カ 本事業の目的に沿った事業が実施できる法人格を持つ団体であること。
- キ 福島県内の事業所又は営業所等の所在があること。

(2) 失格要件

次のいずれかの要件に該当する場合は、その参加者は失格となる。

- ア 提出方法、提出先及び提出期間を遵守しなかったとき。
- イ 本実施要領に定めた資格・要件が備わっていないとき。
- ウ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- エ 審査委員会の委員及びその家族、又は審査委員会の委員及びその家族が主宰し又は役員若しくは顧問として関係する営利法人、団体等であるもの。

- オ 宗教活動及び政治活動を主たる目的としている団体であること。
 カ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制下にある団体であること。

8 審査基準

審査項目		評価基準	配点
企画力	事業趣旨の理解	本事業の目的や業務内容の趣旨を理解しているか。	10
	企画提案	磐梯町及び福島県の放射能に関する消費者への安全性のPRと風評払拭に繋がる内容であるか。	15
		磐梯町の観光資源や食材等の魅力を発信できる企画であり、愛着人口の拡大や知名度を高める内容であるか。	15
		磐梯町の観光交流人口の拡大及び飲食店等における食材や特産品の取り扱い増加など今後にもつながる事業であるか。	15
		募集・宣伝方法などは効果的な内容であるか。	10
		仕様書に記載されていない活用可能な提案があり、またそれは効果的な内容であるか。	5
		業務経費は適正であるか。	5
	業務遂行能力	業務体制	業務を実施する上で、十分な体制となっているか。
スケジュール		本事業を円滑かつ確実に遂行できるスケジュールとなっているか。	10
業務実績		本事業と類似の業務を行った実績があり、その知識、ノウハウ、経験等を本業務にいかせるか。	5

9 手続き

(1) 実施要領・委託仕様書の配布

ア 配布資料

- (ア) 磐梯町魅力地域魅力向上・発信支援事業業務委託公募型プロ
ポータル実施要領
- (イ) 磐梯町魅力地域魅力向上・発信支援事業業務委託仕様書
- (ウ) 様式集

イ 配布時期

令和8年7月7日（火）～7月14日（火）

ウ 配布方法

磐梯町公式ホームページにより配布する。

(2) 参加表明書等の提出

ア 提出期限 令和8年7月14日（火）午後5時

イ 提出場所 磐梯町産業振興課商工観光係

ウ 提出方法

直接持参（直接持参する場合には、土日祝日を除く、
午前9時～午後5時までに提出）または郵送（書留郵
送に限る）

(ア) 提出書類

- a 参加表明書（様式1）
- b 団体概要書（様式3）
- c 暴力団等反社会勢力でないことの表明・確約に関する同意書
（様式4）

(イ) 参加資格確認結果通知

令和8年7月15日（水）に各社宛てにメールにて参加資格
の有無を通知する。

(3) 質問書の提出について

ア 提出期限

令和8年7月15日（水）午後5時

イ 提出場所

磐梯町産業振興課商工観光係

ウ 提出方法

持参またはEメールによる提出とする。

※ Eメールで提出する場合は、電話等により着信の確認をすること。

エ 提出書類

質問書（様式2）

オ 回答方法

全質問者に対する回答を各社宛にメール送信する。

カ 回答日時

令和8年7月16日（木）午後4時予定

(4) 提案書等の提出について

ア 提出期限

令和8年7月17日（金）午後5時

イ 提出場所

磐梯町産業振興課商工観光係

ウ 提出方法

持参又はEメールによる提出とする。

※ Eメールによる提出の場合には、電話等により着信の確認をすること。

エ 提出書類

提出された資料内容は本町に帰属するものとし、返却しない。

(ア) 企画提案書及び工程表

任意様式とするが、日本工業規格 A4 判とする。

(イ) 事業経費積算書

任意様式とするが、日本工業規格 A4 判とする。

(ウ) その他企画提案を説明するのに必要な書類

(5) 辞退方法

企画提案書を提出した後、参加を辞退する場合は、参加辞退書（任意様式）を令和8年7月21日（火）午後5時までに提出すること。

10 プロポーザルにおける企画提案書等の内容

(1) 業務実施体制

責任者、人員配置計画、役割分担、連絡体制等

(2) 企画内容

ア 実施内容

イ その他、自由提案等

(3) 業務実施工程表

想定される業務期間スケジュールを表で示すこと。

(4) 企画プロポーザル参加者の概要（会社概要、担当者名、連絡先）

(5) 事業経費積算書（費用総額を見積もること）

11 審査会

(1) 実施日

令和8年7月29日（水）

詳細については、参加資格結果通知とともに参加者に通知する。

なお、ビデオ会議ツール等を利用し、遠隔形式で実施する場合もある。

(2) 使用機材

審査会当日に使用するプロジェクター、スクリーン等は本町が準備する。

遠隔形式で実施する場、企画提案者が使用するPC等は各自で準備すること。その他必要な機材等あれば企画提案書提出時に本町へ連絡すること。

(3) 審査方法

プレゼンテーションを行い、審査委員会が審査基準に基づき採点をする。最も優れた企画提案をした者を契約候補者と特定する。持ち時間は原則以下のとおりとする。

ア プレゼンテーション…20分

イ 質疑応答…10分

(4) 審査結果の公表

ア 公表日時

令和8年7月30日（木）

イ 通知方法

審査に参加した全ての参加者に対し、郵送にて書面で通知する。

12 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した最優秀者を本業務に係る随意契約の見積もり徴取の相手方とする。なお、最優秀者との契約が成立しない場合

は、次点の者を本業務に係る随意契約の見積もり徴取の相手方とする。

(2) 契約金額

徴取した見積もりを参考に、上限提案価格の範囲内において決定する。

なお、本件の性格上、予測可能な条件変更等を理由とする請負金額の変更は、原則として認めない。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和9年3月19日(金)までとする。

13 その他事項

(1) 提出された書類は返却しない。

(2) 提出された書類は、審査及び説明を目的として、その写しを作成し、使用することができるものとする。

(3) 審査経過及び結果に係るいかなる問い合わせにも応じない。

(4) 提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期するために公表することがある。

(5) 本業務へ参加するために要した一切の費用は、参加者の負担とする。

(6) 本要領に定めない事項並びに疑義が生じた場合は、協議により定める。